

群馬県市町村職員年金者連盟会費徴収要綱

（目 的）

第1条 この要綱は、群馬県市町村職員年金者連盟規約第18条に規定する会費の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。

（新規会員及び年金待機者の会費）

第2条 年度の途中において新規会員となった者及び年金待機者（年金の受給開始年齢に達していない者）が会員となった者についての当該年度の会費は、次のとおりとする。

- 一 毎年4月1日から9月30日までに新規に加入した者にあつては、年金者連盟会費定額表に定める額とする。
- 二 毎年10月1日から12月31日までに新規に加入した者にあつては、上記一に定める金額のそれぞれ2分の1の額とする。
- 三 毎年4月1日から12月31日までに年金待機者が加入した者にあつては、定額の一律2,000円とする。
- 四 毎年1月1日から3月31日までに加入した者（年金待機者を含む。）にあつては、当該年度の会費は無料とする。

（会費の納入方法）

第3条 前条第1号及び第2号に規定する新規加入者の会費の納入方法については、支給年金額からの控除とする。

2 前条第3号に規定する年金待機者及び年金が全額支給停止者の会費の納入方法については、別途払込書によるものとする。

（会費の納入時期）

第4条 新規会員となった者の初回納入時期については、加入直後の各支給月のそれぞれ年金支給日までとする。

2 年金待機者及び年金が全額支給停止者の会費の納入時期については、毎年7月31日までとする。

（その他）

第5条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定めるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 群馬県市町村職員年金者連盟会費徴収要綱（平成6年8月1日適用）は、廃止する。